

胃検診・大腸検診・超音波検診業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と ※委託機関名を記入（以下「乙」という。）とは、甲に所属する職員（以下「職員」という。）の胃検診、大腸検診及び超音波検診（以下「検診」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、職員の検診の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 甲は、検診を委託する職員の所属、共済組合員番号及び氏名を電子ファイルにより別途乙に通知する。

（検診項目）

第2条 乙の行う検診方法は、次のとおりとする。

- （1） 胃検診 胃部X線撮影
- （2） 大腸検診 免疫便潜血検査（2日法）
- （3） 超音波検診 コンベックス式電子走査による腹部撮影

（委託期間）

第3条 委託の期間は、この契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（検診日時及び場所）

第4条 乙は、令和7年度胃検診等実施計画表のとおり検診を実施しなければならない。

（検診料金）

第5条 甲は、乙に対し検診料金を支払うものとし、その単価は次のとおりとする。

- （1） 胃検診
職員1人当たり 円（うち消費税及び地方消費税額 円）
- （2） 大腸検診
職員1人当たり 円（うち消費税及び地方消費税額 円）
- （3） 超音波検診
職員1人当たり 円（うち消費税及び地方消費税額 円）

2 乙は、教育委員会事務局職員が超音波検診を受診する場合において、検診受診者から1人当たり1,000円を徴収するものとする。この場合において、前項第3号中「 円」とあるのは、「(1,000円を差し引いた額)円」と読み替えるものとする。

（結果報告書の提出）

第6条 乙は、検診終了後遅滞なく、検診報告書及び検診結果通知書を愛媛県職員安全衛生管理規程及び愛媛県教職員安全衛生管理規程に定める各安全衛生管理者に提出しなければならない。

2 乙は、実施対象機関すべての検診終了後、遅滞なく、職員ごとに入力された検診結果の電子ファイル及び事業完了報告書（様式第1号）を甲に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第8条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事

故等不測の事態により委託業務の遂行が困難になったとき、かつ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(検診料金の支払)

第9条 甲は、乙から検診料の請求があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、※ する。

※落札業者が、愛媛県会計規則第154条（契約保証金の免除）に該当する場合は、下線部に“免除”と記入する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
 - (2) 検診を遂行することが困難であるとき
- (責任)

第12条 乙は、検診遂行中、故意又は過失により職員に被害を与えたときは、乙の責任において賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 この契約に疑義を生じた事項又はこの契約に定めのない事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和7年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

(甲) 愛媛県
知事 中村 時 広

(乙)

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

（保有の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（安全管理措置）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(様式第 1 号：第 6 条第 2 項関係)

令和 年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(検診機関名)
(代表者名) 印

事業完了報告書

令和 年 月 日付けで貴職と締結した胃検診、大腸検診及び超音波検診に係る事業について、下記のとおり完了しましたので、報告します。

記

1 実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 実施人員の状況(団体職員等及び公益法人への派遣者を除く)

	部局	受診者数	単価	請求額
胃検診	知事			
	公営企業			
	教育委員会			
大腸検診	知事			
	公営企業			
	教育委員会			
超音波検診	知事			
	公営企業			
	教育委員会			
合計	知事			
	公営企業			
	教育委員会			